平成30年度 労災疾病臨床研究事業

分担研究報告書

特定業務従事者健康診断の歴史

研究分担者

伊藤　直人 産業医科大学　産業医実務研修センター　助教

平成30年度労災疾病臨床研究事業費補助金研究　分担研究報告書

特定業務従事者の健康診断等の労働安全衛生法に基づく健康診断の諸課題に対する

実態把握と課題解決のための調査研究

**特定業務従事者健康診断の歴史**

研究分担者　 産業医科大学　産業医実務研修センター　助教　伊藤　直人

研究要旨

　特定業務従事者健康診断は、13の業務内容に関わらず定期健康診断と同じ健診項目であり、特殊健康診断との役割も明確になっていない。労働安全衛生法に基づく定期健康診断のあり方検討会(2016年2月)の中でも、特定業務従事者への健康診断について対象業務の妥当性について調査を行う必要があるという課題が提示されたが、その際、特定業務従事者健康診断が開始された経緯や、対象業務の変遷などの情報を知ることは有益となる。

　特定業務従事者健康診断に関連する法令や通達、関連する文献や書籍の内容を確認した。その結果、現在の特定業務従事者健康診断の対象業務は、1947年（昭和22年）の旧労働安全衛生規則第48条で定められ、各対象業務の基準は「労働基準規則第18条、女子年少者労働基準規則第13条及び労働安全衛生規則第48条の衛生上有害な業務の取扱い基準について（昭和23年8月12日付け基発第1178号）で示されていた。当時、専門家の間でも恕限度の定義が定まっておらず、作業環境測定の技術も発達していなかったため、当面妥当と考えられる基準値を設定していた。しかし、その後約70年間大きく変更が加えられなかった結果、通達で示された基準値のほぼ全てが現在の許容濃度以上であり、大幅に超過している物質も存在していた。

当時とは社会情勢も大きく変化しており、特定業務従事者健康診断の目的、対象業務・基準値、健康診断項目等を改めて考える必要がある。

研究協力者

吉田彩夏　　 （産業医科大学　産業医実務研修センター　修練医）

A. 研究目的

特定業務従事者健康診断の対象業務は、労働安全衛生規則第13条第1項第2号に定められている13の業務である。対象業務は、暑熱業務、寒冷業務、粉じん業務、異常気圧下業務、振動業務、重量物取扱い業務、騒音業務、坑内業務、深夜業務、有害物取扱い業務、有害ガス等取扱い業務、病原体取扱い業務と多岐に渡るが、特定業務従事者健康診断の項目は、業務内容に関わらず一般定期健診と同じである。このため、健康診断の結果に基づき、対象業務に対する適切な措置を検討することは容易ではない。

また、特定業務従事者健康診断の対象業務のなかで、粉じん業務、異常気圧下業務、振動業務、重量物取扱い業務、騒音業務、有害物取扱い業務、有害ガス等取扱い業務の一部は特殊健康診断の実施が義務もしくは努力義務となっているが、特殊健康診断との役割が明確になっていない。

このような問題点があり、労働安全衛生法に基づく定期健康診断のあり方検討会(2016年2月)の中でも、特定業務従事者への健康診断について対象業務の妥当性について調査を行う必要があるという課題が提示された。

　対象業務の妥当性を検討する際に、特定業務従事者健康診断の実施開始となった経緯や、対象業務がどのように変化してきたかを知ることは有益な情報となる。

　そのため本分担研究では、特定業務従事者健康診断の歴史に関して調査を実施した。

B. 研究方法

　特定業務従事者健康診断に関連する過去及び現在の法令や通達、関連する文献や書籍の内容を確認した。

C. 研究結果

1. 健康診断のはじまり

戦時の劣悪な生活環境で発生した結核が、職場において結核感染者から他の労働者に感染したことなどから、1938年（昭和13年）に、工場法に基づく省令である工場危害予防及衛生規則第34条の２第7項に「工場主は、工場医をして、毎年少なくとも1回職工の健康診断を為さしむべし」と規定された。

　2年後の1940年（昭和15年）には、最近における化学工業その他各種の衛生上有害なる業務の種類の増加に鑑み、工場危害予防及衛生規則が改正され、有害業務に従事する職工においては毎年少なくとも2回以上の健康診断を行うこととなった。これが現在の特定業務従事者健康診断の始まりであり、その対象業務は30種類存在していた（資料１）。

1. 健康診断項目と事後措置

1942年（昭和17年）に、工場法施行規則が改正され、工場医の選任義務のある工場（常時100人以上の職工を使用する工場）以外の工場でも健康診断を実施することになった（工場法施行規則第8条の２第２項）。

同時に、健康診断の項目が、身長、体重、胸囲、視力、色覚、聴力、感覚器、呼吸器、消火器、神経系其の他の臨床医学的検査、「ツベルクリン」皮内反応検査と、初めて規定された（同第8条の３）。また「工場主は、職工の健康診断の結果注意を要すると認められたる者については、医師の意見を徴し療養の指示、就業場所又は業務の転換、就業時間の短縮、休憩時間の増加、健康状態の監視其の他健康保護上必要なる措置を執るべし」と定められた（同第8条の5）。

1. 特定業務従事者健康診断の対象業務の見直し

1947年（昭和22年）の工場法の廃止に伴い公布された労働基準法に、雇入時健康診断と定期健康診断が規定された（労働基準法第52条）。、健康診断が省令から法律に格上げされ、健康診断の対象者が、工場の職工から全ての業種の労働者へと拡大された。

また、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない業務が見直され、旧労働安全衛生規則第48条に規定された。これは、現在の労働安全衛生規則第13条第1項第2号で定められている特定業務従事者健康診断の対象となる13の業務と同じである。

1. 特定業務従事者健康診断の実施基準

毎年2回以上健康診断を実施しなければならない衛生上有害な業務が省令で定められたが、各業務における具体的基準は示されていなかった。そのため、1948年（昭和23年）に「労働基準規則第18条、女子年少者労働基準規則第13条及び労働安全衛生規則第48条の衛生上有害な業務の取扱い基準について（昭和23年8月12日付け基発第1178号）（以下、1178通達）」でその基準が公開された（資料２）。

1178通達で示された基準は、労働衛生を推進するうえで客観性を有する科学的基準を設定することとして、差し当たり特別な衛生管理をしなければならない有害物を列挙し、当面妥当と考えられる基準値（恕限度）を設けられた。基準値を超える場合は有害な業務として必要な措置を事業者が職業性疾病防止のために守るべき規範とされた。

しかし、その基準値の定義は、専門家の間でも確定していなかった。さらに、当時は、1178通達で示されている作業環境基準の適合の有無を判断するため作業環境測定技術が確立していなかった。日本産業衛生学会が「恕限度」という表現を「許容濃度」という表現に置き換え、17の物質について勧告したのが、13年後となる1961年（昭和36年）である。

1. 特殊健康診断

特殊健康診断は、1178通達の8年後の1956年（昭和31年）に、「特殊健康診断指導指針について（基発第308号）」で差し当たり有害な又は有害なおそれのある主要業務23業務の特殊健康診断の自主的実施を指導勧奨された。昭和36年に有機則、昭和42年に鉛則、相和46年に特化則などが次々と制定された。

1. 時間外労働時間制限の対象業務の見直し

1178通達は、時間外労働の制限、女子年少労働者の就業制限、年2回の健康診断の実施に関する有害業務の範囲を画一的に取り扱っていたため、その運用面において必ずしも円滑な実施が確保できなかった。そのため、1968年（昭和43年）に「有害業務の範囲について」（昭和43年7月27日付け基発第472号）が通達された。「時間外労働制限の対象となる衛生上有害な業務の範囲」を「業務列強方式」に変更された。その後、時間外労働時間制限の対象業務に関して、昭和46年3月18日基発223号、昭和63年3月14日基発150号、婦発47号、平成11年3月31日基発168号などが通達され現在に至る（資料３）。

1. 女子年少者労働者の就業制限業務の見直し

女子年少者の危険有害業務の就業制限となる業務に関しては、1178通達と同時期の女子年少者労働基準規則第13条に、満18歳に満たない者を就かせてはいけない業務の範囲として57の業務が規定され（資料４）、その内の一部の業務は、満18歳以上の女子を就かせてはならない業務の範囲として定められた（同規則第14条）。その後対象業務が度々検討され、現在では年少者の就業制限の業務の範囲として、年少者労働基準規則第8条で44の業務が定められ（資料５）、妊婦の危険有害業務の就業制限の範囲は、女性労働基準規則第2条により24の業務が定められている（資料６）。

これらの業務のなかで、特定業務従事者健康診断の対象でも業務（多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務、多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務、異常気圧下における業務、さく岩機、鋲打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務、強烈な騒音を発する場所における業務、病原体によって著しく汚染のおそれのある業務）の基準は、今回調査した限りでは、1178通達で定められた基準から変更されていなかった。

1. 特定業務従事者健康診断の対象業務

特定業務従事者健康診断の対象業務は、1947年（昭和22年）の労働基準法の省令である旧労働安全衛生規則第48条で定められ、現在まで変更されていない。

対象業務の基準に関しても、1178通達の後に、昭和２５年基発1456号、昭和42年安発第23号、平成3年6月26日事務連絡、平成4年基発第480号なども通達されたが、その内容は大きく変わっていない。

D. 考察

　特定業務従事者健康診断の対象業務は、1947年（昭和22年）の旧労働安全衛生規則第48条で定められ、その具体的基準は1948年（昭和23年）の1178通達で示された。その当時は、専門家の間でも恕限度の定義が定まっておらず、作業環境測定の技術も発達していなかったため、1178通達では、当面妥当と考えられる基準値を設定していた。

1178通達で有害業務の基準として同時に定められた、時間外労働の制限の対象業務は、業務列挙方式へ変更され、女子年少労働者の就業制限の対象業務は、その後度々変更された。

しかし、特定業務従事者健康診断の対象業務及びその基準は、その後約70年間、対象業務や基準は大きく変更されなかった。その結果1178通達で示された基準値（恕限度）の多くは、現在の許容濃度等を超えており、中には大幅に超過している物質もあった（表１）。

また、特定業務従事者健康診断の実施開始後に、特殊健康診断も開始され、当時とは社会情勢や医療水準も大きく変化してきている。そのため、現在の実態に応じた制度を考える必要がある。

E. 結論

特定業務従事者健康診断の目的、対象業務・基準値、健康診断項目等を改めて考える必要がある。

F．参考文献

1. 厚生労働省、勞働時報1940；17（10）：2-3
2. 労働事情研究所、改正工場法解説疑義解釈　1942；4７-77
3. 勞動安全衛生規則、行政法令研究曾編、鴨文社刊　1948
4. 松尾幸夫、政策担当者が語る労働衛生施策の歩み、片岡輝夫、木村嘉勝編、労働衛生調査会、2012
5. 堀江正知、産業医と労働安全衛生法の歴史、産業医科大学雑誌2013；35：1-26
6. 日本産業衛生学会、許容濃度等の勧告（2018年度）、産業衛生学雑誌2018:60（5）116-148

G. 研究発表

なし

H. 知的所有権の取得状況

なし

資料１

1940年（昭和15年）の工場危害予防及衛生規則で定められた衛生上有害なる業務

1. 水銀又はその化合物（朱の如き無害なものを除く）
2. 鉛又はその化合物
3. 酸化亜鉛（亜鉛又はその合金を溶解する場合の煙気を含む）
4. 黄燐又は燐火水素
5. 砒素化合物
6. チアン化合物
7. クロール化合物
8. マンガン化合物
9. クロール、臭素
10. フッ化水素、䀋酸、蒸気
11. 硫酸蒸気、亜硫酸瓦斯（注：ガス）、硫化水素
12. 硝気（酸化窒素類）
13. アンモニア
14. 一酸化炭素
15. 二硫化炭素
16. ホルムアルデヒド
17. アクロレイン
18. エーテル蒸気
19. 酢酸エチル、酢酸アミル
20. 四塩化エタン
21. テレビン油
22. タール蒸気、ベンゾール、アニリンその他の芳香族及びその誘導体
23. 石油瓦斯及び蒸気
24. 多量の炭酸瓦斯
25. 多量の硅酸塵又はこれに類するもの
26. ラジウムその他の放射能物質
27. 紫外線
28. 「エックス」線
29. 白熱光線
30. 眩光

資料２

「労基則第18条、女子年少者労働基準規則第13条及び労働安全衛生規則第48条の衛生上有害な業務の取扱い基準について（昭和23年8月12日付け基発第1178号）

1. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

「高熱物体を取り扱う業務」とは、溶解又は灼熱せる鉱物、煮沸されている液体等摂氏100度以上のものを取り扱う業務という。

「著しく暑熱な場所」とは、労働者の作業する場所が、乾球温度摂氏40℃、湿球温度摂氏32.5℃、黒球寒暖計示摂氏温度50度、又は感覚温度32.5℃以上の場合をいう。

1. 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

「低温物体を取扱い業務」とは、液体空気、ドライアイスなどが皮膚にふれる又はふれる恐れのある業務をいう。

「著しく寒冷な場所」とは、乾球温度摂氏－10℃以下の場所をいう。空気が流動する作業場では、気流１m/ｓ当たり乾球温度摂氏－3℃として計算する。

冷蔵倉庫業、製氷業、冷凍食品製造業における冷蔵庫、貯氷庫、冷凍庫等の内部における業務が本号にあたる。

1. ラジウム放射線、エツクス線その他の有害放射線にさらされる業務

「その他の有害放射線」とは、紫外線、可視光線、赤外線等であり強烈なもの、及びラジウム以外の放射線物質、例えば、ウラニウム、トリニウム等によりの放射戦という。従って本号にあたる業務は、ラジウム放射線、エックス線、紫外線等を用いる医療、検査の業務、可視光線を用いる映写室内の業務、金属土木溶解炉内の監視業務等である。

1. 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

本号にあたる場所とは、植物性（線、糸、ぼろ、木炭等）、動物性（毛、骨粉等）、鉱物性（土石、金属等）の粉じんを、作業する場所の空気中1㎝3中に、粒子数1000個以上又は1m3中15㎎以上含む場所である。特に遊離硅石50％以上含む粉じんについてはその作業する場所の空気1㎝3中に、粒子数700個以上又は1m3中10㎎以上含む場所をいう。

1. 異常気圧下における業務

「異常気圧下における業務」とは、高気圧下又は低気圧下における業務をいう。高気圧下における業務とは、高圧室内の業務とか潜水服を着用してなす水中作業等をいい、海女の業務はこれにあたらない。低気圧下における業務とは、海抜3000ｍ以上の高山等における業務等をいう。

1. さく岩機、鋲打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務

衝程70㎜以下及び重量2㎏以下の鋲打機は本号にあたらない。それ以外のさく岩、鋲打機等を使用する業務はすべて本号にあたる。

1. 重量物の取扱い等重激な業務

30㎏以上の重量物を労働時間の30%以上取扱う業務及び20㎏以上の重量物を労働時間の50%以上取扱う業務、並びにこれに準ずる労働負荷が労働者にかかる業務が本号にあたる。

1. ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務

「強烈な騒音を発する場所」とは、作業場に100dB以上の騒音がある場所をいう。

1. 坑内における業務
2. 深夜業を含む業務
3. 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
4. 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに 準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

本号の場所とは、作業場の空気が列挙の物質のガス、蒸気又は粉じんを下記の限度以上含有する場所である。鉛0.5㎎/m3、水銀0.1㎎/ m3、クローム0.5 ㎎/ m3、砒素1ppm、黄燐2ppm、弗素3ppm、塩素１ppm、塩酸10ppm、硝酸40ppm、亜硫酸10ppm、硫酸5g/ m3、一酸化炭素100ppm、二硫化炭素20ppm、青酸20ppm、ベンゼン100ppm、アニリン7ppm

なお、本号のいう「その他これに準ずる有害物」とは、鉛の化合物、水銀の化合物（朱のような無害なものを除く）、燐火水素、砒素化合物、シアン化合物、クローム化合物、臭素、弗化水素、硫化水素、硝気（酸化窒素類）、アンモニア、ホルムアルデヒド、エーテル、塩酸アミル、四塩化エタン、テレビン油、芳香族及びその誘導体、高濃度の炭酸ガスをいう。但し分量軽少で衛生上有害でない場合はこれを含まない。

1. 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
2. その他厚生労働大臣が定める業務

資料３

労働基準法施行規則第18条（労働時間延長の制限業務）で定める

「健康上特に有害な業務」の具体的基準（労働基準法第36条関係）

一　多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

1. 鉱物又は金属を精錬する平炉、転炉、電気炉、溶鉱炉等について、原料を装入し、鉱さい若しくは溶融金属を取り出し、又は炉の状況を監視する作業
2. 鉱物、ガラス又は金属を溶解するキュポラ、るつぼ、電気炉等について。原料を装入し、溶融物を取り出し、若しくは攪拌し、又は炉の状況を監視する作業
3. 鉱物、ガラス又は金属を加熱する焼鈍炉、均熱炉、焼入炉、加熱炉等について、被加熱物を装入し、取り出し、又は炉の状況を監視する作業
陶磁器、レンガ等を焼成する窯について、被焼成物を取り出し、又は炉の状況を監視する作業
4. 鉱物の焙焼、焼結等を行う装置について、原料を装入し、処理物を取り出し、又は反応状況を監視する作業
5. 加熱された金属について、これを運搬し、又は圧延、鍛造、焼入、伸線等の加工を行う作業
6. 溶融金属を運搬し、又は鋳込みする作業
7. 溶融ガラスからガラス製品を成型する作業
8. ゴムを加硫缶により加熱加硫する作業
9. 熱源を用いる乾操室について、被乾操物を装入し、又は乾燥物を取り出す作業

二　多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

1. 多量の液体空気、ドライアイス等を取り扱う場合にこれらのものが皮膚にふれ、又はふれるおそれのある作業
2. 冷蔵倉庫業、製氷業、冷凍食品製造業における冷蔵庫、製氷庫、貯氷庫、冷凍庫等の内部に出入りして行う作業

三　ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
　電離放射線障害防止規則第3条に規定する管理区域内において行う同規則第2条第3項に定める作業

四　土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
　じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業

五　異常気圧下における業務

1. 潜函工法、潜鐘工法、圧気シールド工法その他の圧気工法による大気圧をこえる圧力下の作業室、シャフト等の内部における作業
2. ヘルメット式潜水器、マスク式潜水器その他の潜水器（アクアラング等）を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて行う作業

六　削岩機、鋲打機等の使用によつて身体に著しい振動を与える業務

1. さく岩機、びょう打機、はつり機、コーキングハンマ、スケーリングハンマ、コンクリートブレーカ、サンドランマ等の手持ち打撃空気機械（ストローク70mm以下であって、かつ、重量2㎏以下のものを除く。）を用いて行う作業
2. チェンソー又はブッシュクリーナ（刈払機）を用いる作業

七　重量物の取扱い等重激なる業務
　重量物を取り扱う（人力により、持ち上げ、運び又は下に卸す）作業であって、その対象物がおおむね30kg以上であるもの

八　ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務

1. さく岩機、びょう打機、はつり機、コーキングハンマ、スケーリングハンマ、コンクリートブレーカ、鋳物の型込機等圧縮空気を用いる機械工具を取り扱う作行
2. 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける作業
3. ロール機、圧延機等により金属を圧延し、伸線し、歪取りし、又は板曲げする作業（液圧プレスによる歪取り又は板曲げ及びダイスによる線引きを除く。）
4. 動力を使用するハンマを用いて金属の鍜造又は成型を行う作業
5. 両手で持つハンマを用いて金属の打撃又は成型を行う作業
6. タンブラにより金属製品の研ま又は砂落しを行う作業
7. チェン等を用い、動力によりドラム缶を洗滌する作業
8. ドラムバーカを用いて木材を削皮する作業
9. チッパを用いてチップする作業
10. 抄紙機を用いて紙を抄く作業

九　鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務

1. 鉛中毒予防規則第1条第五号に定めるもののうち、屋内作業場又はタンク等の施設内において行う鉛業務（同規則第3条の規定により適用を除外されたものを除く。）
2. 四アルキル鉛中毒予防規則第1条第1項第五号に定める四アルキル鉛業務（同規則第1条第2項の規定により適用を除外されたものを除く。）
3. クロームメッキ槽のある屋内作業場における、メッキ状況の看視、加工物のメッキ槽への取付け及び取りはずし、メッキ後の加工物の水洗等の一連の作業
　（注）この場合、ゼロミスト等で無水クローム酸の液面を覆っても、有害要因の発散源を密閉したものとはみなさない。
4. 有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第六号に掲げるもののうち、屋内作業場又はタンク等の施設内において行うもの（同規則第2条又は第3条の規定により適用を除外されたものを除く。）
5. 地下駐車場の業務のうち、入庫受付け業務、出庫受付け業務、料金徴収業務、自動車誘導等の場内業務、洗車等のサービス業務

資料４

年少者の危険有害業務の就業制限の範囲（女子年少者労働基準規則第13条1号～57号）

|  |  |
| --- | --- |
| 區分 | 断續作業 |
| 満十六歳未満（女） | 十二キログラム | 八キログラム |
| 満十六歳未満（男） | 十五キログラム | 十キログラム |
| 満十六歳以上（女） | 二十五キログラム | 十五キログラム |
| 満十八歳未満（男） | 三十キログラム | 二十キログラム |
| 満十八歳以上（女） | 三十キログラム | 二十キログラム |

一　汽罐の焚火その他取扱の業務

二　溶接による汽罐の製造若しくは改造又は修繕の業務

三　汽罐の据付工事の作業主任者の業務

四　起重機運轉の業務

五　アセチレン發生装置の作業主任者の業務

六　映寫機の上映操作の業務

七　火元責任者の業務

八　壓縮ガス又は液化ガス製造装置の作業主任者の業務

九　危険物の取扱い主任者の業務

十　巻揚能力二トン以上のガイデリツク又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベーターの組立、移動若しくは解體の作業主任者の業務

十一　溶鑛爐、金属溶解爐又は電氣爐の作業主任者の業務

十二　金属壓延の作業主任者の業務

十三　三十馬力以上の原動機による制限壓力二キログラム毎平方センチメートル以上の空氣圧縮機の作業主任者の業務

十四　乾燥室の作業主任者の業務

十五　積さい能力二トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベーター又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベーター運轉の業務

十六　動力による軌道交通運輸機関並びに乗合自動車及び積載能力二トン以上の貨物自動車の運轉の業務

十七　動力による巻揚機（電氣ホイスト及びエヤーホイストを除く）運搬機又は索道運轉の業務

十八　高壓（特別高壓を含む。）電線路及びこれに属する電氣機械及び器具の取扱いの業務

十九　運轉中の原動機及び原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、注油、検査、修繕、又は調帯の掛け換えの業務

二十　天井走行起重機の玉掛け又は合圖の業務

二十一　消費量が毎時百ガロン以上の液體燃燒器の點火の業務

二十二　動力による土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運轉の業務

二十三　ゴム、エボナイト等粘性質のロール練の業務

二十四　直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横びき用のものを除く。）又は動輪が直径七十五センチメートル以上の帯のこ盤における木材の送給の業務

二十五　動力によって運轉する壓機の金型若しくは切断機の刃部の調整又は掃除の業務

二十六　操作場構内における軌道車輌の入換、連結又は開放の業務

二十七　軌道内であつて、ずい道の内部見透距離四百米以内又は車輌の通行頻繁な場所における單獨の作業

二十八　蒸気又は壓縮空氣による壓機又は鍛造機械を用いる金属加工の業務

二十九　動力による打抜機、切断機等を用いて厚さ八ミリメートル以上の銅板加工の業務

三十　バイレン機を用いる鋳物の破壊の業務

三十一　木工用かんな機、單軸面取機を用いる業務

三十二　岩石鑛物の破砕機に材料を送給する業務

三十三　火藥、爆藥、火工品、鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、硝酸カリ、硝酸アンモニア、芳香族ニトロ化合物、硝化綿、セルロイド若しくはこれに準ずる爆發性のものを取扱う作業で爆發の危儉のある業務

三十四　カリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準ずる發火性の物の製造又はこれ等を取扱う作業で發火の危険のある業務

三十五　エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アミル、ベンゼン、トルーエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で發火の危険のある業務

三十六　壓縮ガス又は液化ガスの製造又はこれ等を用いる業務

三十七　水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、鹽酸、硝酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸其の他これに準ずる有害なものを取扱う業務

三十八　鉛、水銀、クローム、砒素、黄燐、弗素、鹽素、青酸、アニリン其の他これに準ずる有害なもののガス、蒸氣若しくは、粉じんを發散する場所における業務

三十九　土砂の崩壊の危機がある場所又は深さ五メートル以上の地穴における業務

四十　高さ五米以上の吊足場若しくは棒はりの上又はこれに準ずる高所における作業

四十一　丸太足場の組立又は解體の業務、但し、地上における補助作業を除く

四十二　直径三十五センチ以上の材木の業務

四十三　木馬道、修ら又は管流等による木材搬出の業務

四十四　土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

四十五　ラヂウム放射線、エツクス線その他の有害放射線に曝される業務

四十六　多量の高熱物體を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

四十七　多量の低温物體を取扱う業務及び著しく寒冷なる場所における業務

四十八　異常気壓下における業務

四十九　さく岩機、鋲打機使用によって身體に著しい振動を與える業務

五十　ボイラー製造等強烈な騒音を發する場所における業務

五十一　病原體によって汚染のおそれ著しい業務、但し、保健婦、看護婦、助産婦令により免許を受けたものを除く。

五十二　酒類醸造の業務

五十三　燒却、清掃又は屠殺の業務

五十四　監獄又は精神病院における業務

五十五　酒席に侍する業務

五十六　特殊の遊興的接客業務における業務

但し、昭和二十四年三月末日までは滿十六歳以上の者を除く。

五十七　前記各號の外中央勞働基準委員會の議を經て勞働大臣の指定する業務

資料５

年少者の就業制限の業務の範囲（年少者労働基準規則第8条）

一　ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第１条第三号に規定するボイラー（同条第四号に規定する小型ボイラーを除く。）をいう。次号において同じ。）の取扱いの業務

二　ボイラーの溶接の業務

三　クレーン、デリック又は揚貨装置の運転の業務

四　緩燃性でないフィルムの上映操作の業務

五　最大積載荷重が２トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベーター又は高さが１５メートル以上のコンクリート用エレベーターの運転の業務

六　動力により駆動される軌条運輸機関、乗合自動車又は最大積載量が２トン以上の貨物自動車の運転の業務

七　動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト及びエアホイストを除く。）運搬機又は索道の運転の業務八　直流にあつては７５０ボルトを、交流にあつては３００ボルトを超える電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務

九　運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務

十　クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（２人以上の者によつて行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）

十一　最大消費量が毎時４００リットル以上の液体燃焼器の点火の業務

十二　動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務

十三　ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂のロール練りの業務

十四　直径が２５センチメートル以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ぱつにより労働者が危害を受けるおそれのないものを除く。）又はのこ車の直径が７５センチメートル以上の帯のこ盤に木材を送給する業務

十五　動力により駆動されるプレス機械の金型又はシヤーの刃部の調整又は掃除の業務

十六　操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務

十七　軌道内であつて、ずい道内の場所、見通し距離が４００メートル以内の場所又は車両の通行が頻繁な場所において単独で行う業務

十八　蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務

十九　動力により駆動されるプレス機械、シヤー等を用いて行う厚さが８ミリメートル以上の鋼板加工の業務

二十　削除

二十一　手押しかんな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務

二十二　岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務

二十三　土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが５メートル以上の地穴における業務

二十四　高さが５メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務

二十五　足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）

二十六　胸高直径が３５センチメートル以上の立木の伐採の業務

二十七　機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務

二十八　火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務で、爆発のおそれのあるもの

二十九　危険物（労働安全衛生法施行令別表第１に掲げる爆発性の物、発火性の物、酸化性の物、引火性の物又は可燃性のガスをいう。）を製造し、又は取り扱う業務で、爆発、発火又は引火のおそれのあるもの

三十　削除

三十一　圧縮ガス又は液化ガスを製造し、又は用いる業務

三十二　水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、シアン化水素、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務

三十三　鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

三十四　土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

三十五　ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務

三十六　多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

三十七　多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

三十八　異常気圧下における業務

三十九　さく岩機、鋲打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務

四十　強烈な騒音を発する場所における業務

四十一　病原体によつて著しく汚染のおそれのある業務

四十二　焼却、清掃又はと殺の業務

四十三　刑事施設（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第１５条第１項の規定により留置施設に留置する場合における当該留置施設を含む。）又は精神科病院における業務

四十四　酒席に侍する業務

四十五　特殊の遊興的接客業における業務

四十六　前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が別に定める業

資料６

妊婦の危険有害業務の就業制限の範囲（女性労働基準規則第2条）

一　次の表の上欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務

|  |  |
| --- | --- |
| 年齢 | 重量（単位　キログラム） |
| 断続作業の場合 | 継続作業の場合 |
| 満十六歳未満 | 十二 | 八 |
| 満十六歳以上満十八歳未満 | 二十五 | 十五 |
| 満十八歳以上 | 三十 | 二十 |

二　ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。第十八号において「安衛令」という。）第一条第三号に規定するボイラーをいう。次号において同じ。）の取扱いの業務

三　ボイラーの溶接の業務

四　つり上げ荷重が五トン以上のクレーン若しくはデリツク又は制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務

五　運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務

六　クレーン、デリツク又は揚貨装置の玉掛けの業務（二人以上の者によつて行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）

七　動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務

八　直径が二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）又はのこ車の直径が七十五センチメートル以上の帯のこ盤（自動送り装置を有する帯のこ盤を除く。）に木材を送給する業務

九　操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務

十　蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務

十一　動力により駆動されるプレス機械、シヤー等を用いて行う厚さが八ミリメートル以上の鋼板加工の業務

十二　岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務

十三　土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが五メートル以上の地穴における業務

十四　高さが五メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務

十五　足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）

十六　胸高直径が三十五センチメートル以上の立木の伐採の業務

十七　機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務

十八　次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務

イ　塩素化ビフエニル（別名ＰＣＢ）、アクリルアミド、エチルベンゼン、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く。）、塩化ニツケル（ＩＩ）（粉状の物に限る。）、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン、砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）、ベータ―プロピオラクトン、ペンタクロルフエノール（別名ＰＣＰ）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発散する場所　次に掲げる業務（スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）又はトリクロロエチレンを発散する場所において行われる業務にあつては（２）に限る。）

（１）　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十二条第一項、第二十二条の二第一項又は第三十八条の十四第一項第十一号ハ若しくは第十二号ただし書に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの

（２）　（１）の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務

ロ　鉛及び安衛令別表第四第六号の鉛化合物を発散する場所　次に掲げる業務

（１）　鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第三十九条ただし書の規定により呼吸用保護具を使用させて行う臨時の作業を行う業務又は同令第五十八条第一項若しくは第二項に規定する業務若しくは同条第三項に規定する業務（同項に規定する業務にあつては、同令第三条各号に規定する業務及び同令第五十八条第三項ただし書の装置等を稼働させて行う同項の業務を除く。）

（２）　（１）の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第八号に掲げる作業場であつて、鉛中毒予防規則第五十二条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における業務

ハ　エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）、エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）、キシレン、Ｎ・Ｎ―ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン、トルエン、二硫化炭素、メタノール又はエチルベンゼンを発散する場所　次に掲げる業務

（１）　有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第三十二条第一項第一号若しくは第二号又は第三十三条第一項第二号から第七号まで（特定化学物質障害予防規則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する業務（有機溶剤中毒予防規則第二条第一項（特定化学物質障害予防規則第三十八条の八において準用する場合を含む。）の規定により、これらの規定が適用されない場合における同項の業務を除く。）

（２）　（１）の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号又は第十号に掲げる作業場であつて、有機溶剤中毒予防規則第二十八条の二第一項（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における業務

十九　多量の高熱物体を取り扱う業務

二十　著しく暑熱な場所における業務

二十一　多量の低温物体を取り扱う業務

二十二　著しく寒冷な場所における業務

二十三　異常気圧下における業務

二十四　さく岩機、鋲打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務